

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

日本上下水道設計(株)・(株)日興建設コンサルタント共同企業体  
(日本上下水道設計(株)は現在の(株)NJS)

## (1) 代表構成員 (株)NJS

東京都港区芝浦1丁目1番1号 浜松町ビルディング14階  
86000001 代表者 村上 雅亮  
(測量、建築、土木、地質、補償)

## (2) 構成員 (株)日興建設コンサルタント 浦添市伊祖3丁目44番3号

76000169 代表者 砂川 健治  
(測量、建築、土木、地質)

## 2 指名停止期間

令和6年2月21日～令和6年3月20日(1か月)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)

## 4 事実概要

日本上下水道設計(株)・(株)日興建設コンサルタント共同企業体(日本上下水道設計(株)は現在の(株)NJS)が履行した「許田～久志送水ポンプ場調査設計業務委託」にて納品した業務成果物の設計にかし(建築及び配管布設設計ミス)が存在し、当初計画どおりに機器・配管等が設置できないことが判明した。

このことは、業務成果に契約不適合(瑕疵)があったものであり、これにより局への損害が認められるため、契約不適合(瑕疵)が軽微であるとは認められず、指名停止を行う。

## 5 指名停止措置理由

本件については、「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内